

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った行政文書の存否を明らかにしない決定は妥当ではなく、行政文書が存在しているならば、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定をし、存在していないならば、行政文書を保有していない旨の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成12年8月14日付けで「県土木部建築宅地課が平成9年10月16日に行ったA社への事務所立ち入り検査に関する一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年8月28日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成12年8月31日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総

合すると、おおむね次のとおりである。

平成8年8月にA社と住宅建築に係る請負工事契約を締結したが、基礎コンクリートに欠陥、すなわち工事のミスを発見した。契約破棄を申し入れたが、応じてもらえず、調停も不調に終わったため、提訴した。現在も係争中である。そのことに関して、実施機関に苦情相談をし、A社の立入検査を実施してもらった。その結果について、口頭での説明は受けたが、裁判に提出するために文書が欲しいと考えている。個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づき、「県土木部建築宅地課が平成9年10月16日に行ったA社への事務所立ち入り検査記録に記載されている私の情報」という自己情報開示請求を行ったが、開示されない部分があった。情報公開が一番進んでいると言われる宮城県であれば、特例なり、何らかの方法で開示していただきたい。住宅の建築業者は、人の命を預かる工事をしているのだから、特に開示の必要性があると考えられる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 建築士事務所の立入検査の性格について

建築士事務所の立入検査は、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の2の規定により実施される。立入検査の対象となる建築士事務所は、国土交通省が定めた「建築士事務所立入指導実施要領」に基づき、「過去に、その業務に関して何らかの問題があった建築士事務所」を重点的に選定すべきものとされている。

##### 2 条例第8条第3号の該当性について

宮城県内に建築士事務所は約3,200か所あり、年間40ないし50か所を対象に立入検査を実施している。建築士事務所すべてに立入検査をするわけではなく、県民から苦情相談などの申立てのあった建築士事務所を中心に、少数の事務所に対して立入検査を実施しているため、何らかのトラブルがあった建築士事務所であると短絡的に認識されると考えられる。調査した結果としては、トラブルの原因が必ずしも建築士事務所側にあるわけではないケースも多い。そのような状況の中で、立入検査を実施した建築士事務所名を開示すると、当該事業者には違反がないにもかかわらず、企業イメージや信用の低下などを招き事業活動に支障が生じるなど、正当な利益が損なわれる

ことになると認められ、条例第8条第3号（平成12年宮城県条例第131号による一部改正後の第8条第1項第3号。以下同じ。）に該当する。

### 3 行政文書の存否を明らかにしない決定について

以上のことから、立入検査を実施した建築士事務所名を特定した開示請求に対しては、行政文書の存在の有無を答えるだけで条例第8条第3号に規定する非開示情報を開示することになるため、その存否を明らかにすることはできない。

### 4 本人への開示について

情報公開条例による開示請求は何人もできることになっており、開示・非開示等の判断は請求者が何人であるかを問わず、同一でなければならない。つまり、苦情相談をした本人であるために知り得た情報をもって開示請求をしたとしても、他の場合と同様に取り扱わなければならない。本人には、苦情相談を受けたことに対する対応として立入検査の結果を伝えたのであり、何人に対しても立入検査の結果を教えるということは考えられない。苦情相談をした本人が個人情報保護条例に基づき開示請求をした場合には、当該条例に基づき、非開示情報を除いて開示している。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行

政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。通常、開示請求があったときは、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、たとえば特定の個人の病歴に関する情報や生活保護の申請等に関する情報など、情報の性質により、行政文書が存在すると回答しただけで非開示情報として保護すべき利益が害される場合もある。条例第11条は、そのような場合に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めた規定である。ただし、本条の規定は、例外的な規定であり、適用に当たっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、「A社への事務所立ち入り検査について」という内容であり、実施機関は「立入検査を受けた」という事実が条例第8条第3号に規定する非開示情報に当たるとして、条例第11条を適用したものである。以下、条例第8条第3号該当性について検討する。

### 3 条例第8条第3号の該当性について

条例第8条第3号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書については、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から、実施機関は、行政文書の開示をしないことができると規定している。

本号にいう「競争上の地位その他正当な利益が損なわれるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報又は経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又はその他公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

そこで、本件開示請求の内容である、「建築士事務所が立入検査を受けた」という事実が本号に該当するかどうか検討する。

建築士事務所への立入検査は、建築士法第26条の2の規定より、都道府県知事が建築士法の施行に関し必要があると認めるときに実施するものとされている。建築士法違反がないかどうか等を確認するために検査を実施するのであるから、立入検査の対

象として選定されたという事実だけでは、その建築士事務所が建築士法違反のある事務所であるということを直ちに意味するものではない。また、実施機関が主張するように、立入検査の結果、建築士法違反がないケースも少なくないとすれば、なおさら、立入検査を実施した建築士事務所名を公開しても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものとは認められない。もし、立入検査の結果を記した行政文書に、当該建築士事務所にとって正当な利益が損なわれる内容が記載されているならば、その内容を検討して部分開示決定又は非開示決定を行うことも可能であるので、「建築士事務所が立入検査を受けた」という事実自体が建築士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうものであるとは認められない。

以上のことから、「建築士事務所が立入検査を受けた」という事実は、条例第8条第3号の「公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」には該当しないものというべきである。

## 5 結論

以上のとおり、「建築士事務所が立入検査を受けた」という事実は、条例第8条第3号に規定する非開示情報に該当しないため、当該開示請求に係る文書の存否を明らかにしても、非開示情報を明らかにすることにはならず、実施機関が条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当でない。

## 第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 11 . 21	諮問を受けた。(諮問第94号)
13 . 12 . 11 (第157回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 9 (第158回審査会)	異議申立人から意見等の聴取を行った。 事案の審議を行った。
14 . 1 . 22 (第159回審査会)	実施機関から意見等の聴取を行った。 事案の審議を行った。
14 . 3 . 11 (第161回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 27 (第162回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本囃愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成14年4月22日現在)